

議案第 6 号

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正する条例

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間」を「、瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号)第15条の4第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の5第1項の規定による子育て支援時間」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援時間」に改め、同条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第38号)新旧対照表

現行	改正後
(部分休業) 第8条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)<u>又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間</u> _____の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間<u>又は当該介護時間</u>_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業) 第8条 略 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)<u>、瀬戸内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年瀬戸内市条例第37号)条例第15条の4第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の5第1項の子育て支援時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)</u>に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、<u>当該介護時間又は当該子育て支援時間</u>の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項_____の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。